

子どもゆめ基金[®]

令和4年度募集案内

—体験活動・読書活動共通—

子どもの体験活動・読書活動への
助成を行っています



Anniversary
20th

未来を担う子どもたちに
大きな夢を

イラスト/西村キヌ

一次
募集

2021年

10月1日(金)~

郵送申請

11月16日(火)

消印有効^{※2}

電子申請

11月30日(火)

17時締切^{※3}

二次
募集^{※1}

2022年

5月1日(日)~

郵送申請

6月14日(火)

消印有効^{※2}

電子申請

6月28日(火)

17時締切^{※3}

●子どもゆめ基金助成活動情報サイト
<https://pr.yume.niye.go.jp>



●子どもゆめ基金サイト
<https://yumekikin.niye.go.jp>

子どもゆめ基金

検索

※1 市区町村規模・申請額50万円以下(様式B)のみとなります。 ※2 直接持参の場合は、平日(土日祝除く)9時~17時45分まで受け付けます。 ※3 初めて電子申請される場合は、申請の前にID申請が必要となります。

お問い合わせ先



National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

子どもゆめ基金部助成課

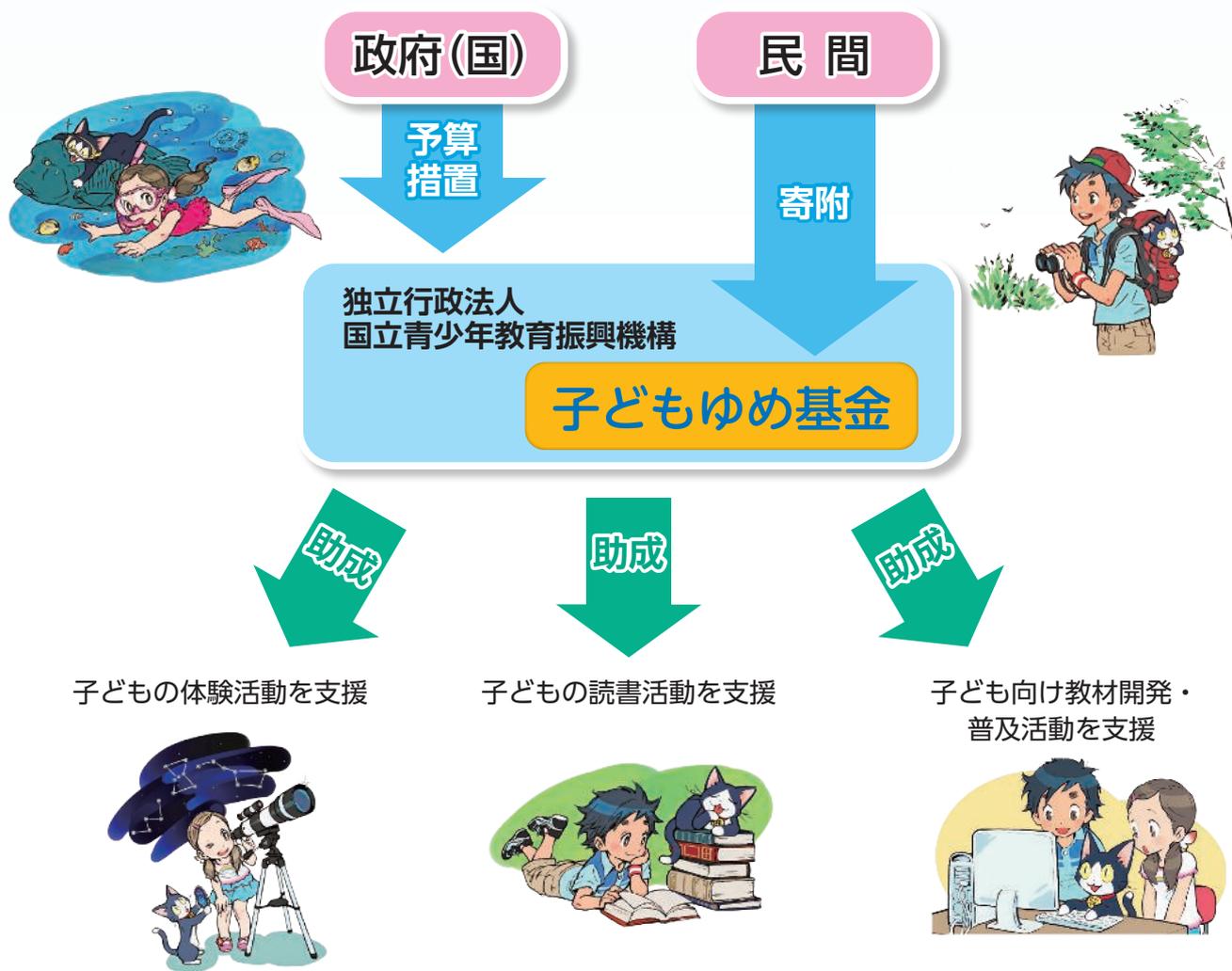
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
フリーダイヤル(無料) 0120-579081
(平日9:00~17:45)
E-mail: yume@niye.go.jp



体験の風を
おこそう

子どもゆめ基金

子どもゆめ基金は、子どもの体験・読書活動などを応援することを目的に、国や民間からの寄付金などを財源とし、子どもの健全育成の手助けをする基金です。



「子どもゆめ基金」は、衆議院・参議院の超党派の国会議員により構成される「子どもの未来を考える議員連盟」が子供の未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設されたものです。

この基金は、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、自然に触れ親しむ活動、科学実験などの科学体験活動、異年齢間の交流を促進する活動、絵本の読み聞かせ会などの読書活動といった地域の草の根団体が実施する様々な体験活動や特色ある新たな取り組み、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、様々な体験活動や読書活動等への支援を行っています。



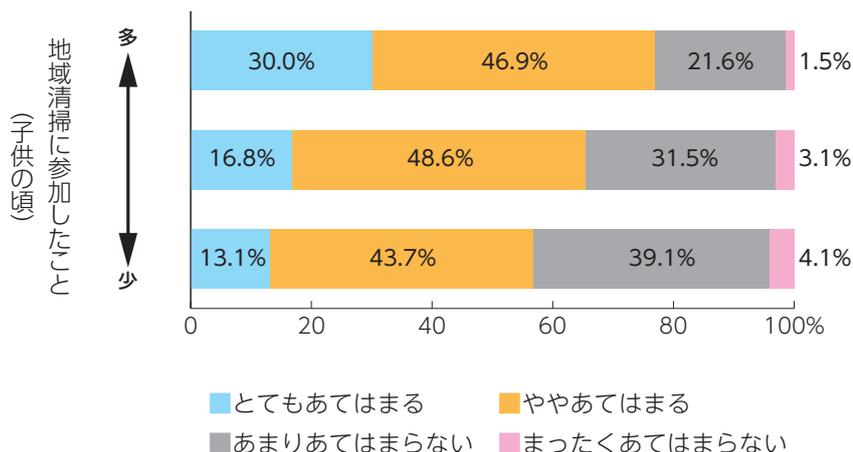
体験活動の重要性

国立青少年教育振興機構では、子供の頃の体験を通じて得られる資質・能力を検証し、人間形成にとって、どの時期にどのような体験をすることが重要になるかを明らかにするため、各年齢期における子供の体験活動と体験を通して得られる資質・能力の関係等について分析し、下記のような調査結果を得ました。

【主な調査結果】

子供の頃の体験が豊富な大人ほど、やる気や生きがいを持っている人が多い傾向がみられます

経験したことのないことには何でもチャレンジしてみたい(現在)



「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書より（平成22年10月発行）

また、子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究においては、成人（20代～60代）の読書活動の実態や現在の意識・能力、さらには子供（小学校から高校）の読書活動の実態や現在の意識・能力を把握し、子供の読書活動の推進に資する資料をまとめました。

【主な調査結果】

本（紙媒体）を読まない人が増えています（図1）。（平成25年度調査と平成30年度調査を比較して）

読書のツールに関係なく、読書している人はしていない人よりも意識・能力（非認知能力）が高い傾向がありますが、本（紙媒体）で読書している人の意識・能力（非認知能力）は最も高い傾向があります。（図2）。



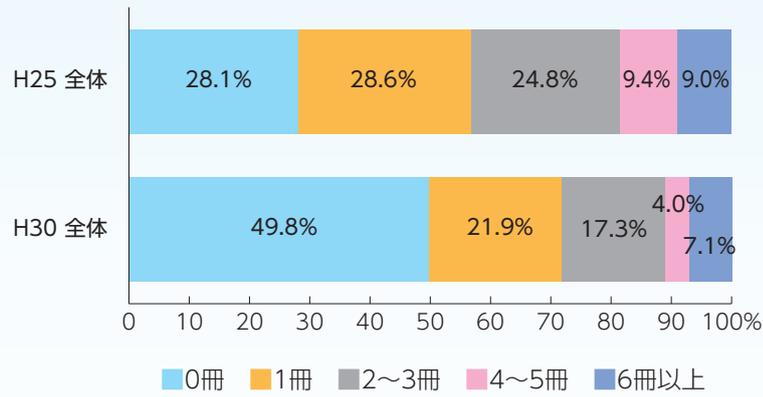
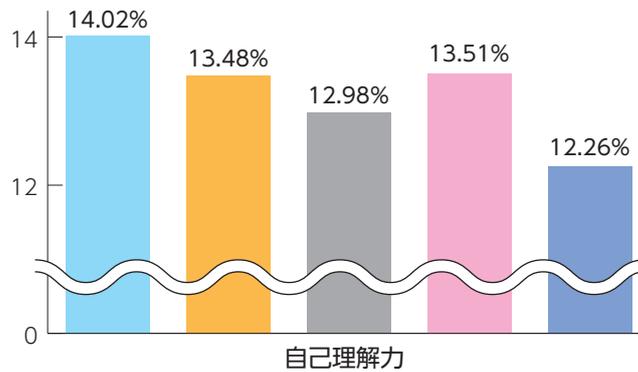


図1. 1ヶ月に読む本（紙媒体）の量の経年比較



- 紙媒体中心：本（紙媒体）による読書時間が長くそれ以外のツールによる読書時間が短い。
- スマートデバイス中心：スマートフォン等による読書時間が長く、それ以外のツールによる読書時間が短い。
- パソコン中心：パソコンによる読書時間が特に長い
- パソコン、スマートデバイス中心：パソコンとスマートデバイスによる読書時間が長い
- すべてのツールによる読書時間が短い

図2. 使用ツールにおける意識・非認知能力得点の違い

子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書〔速報版〕より（令和元年12月発行）

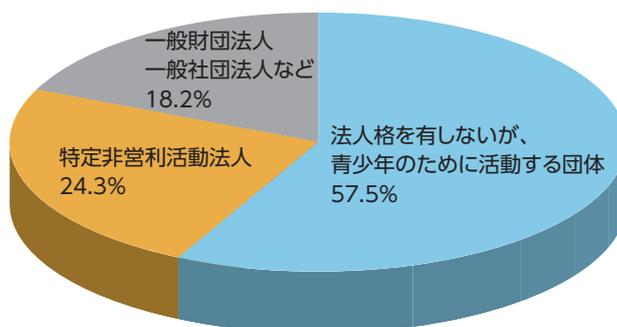


助成金の交付状況

【令和3年度助成金 申請・採択状況】（一次募集分のみ）

活動区分	申請件数	採択件数	採択率 (%)
子どもの体験活動	3,615	2,930	81.1
子どもの読書活動	384	325	84.6
教材開発・普及活動	31	13	41.9
合 計	4,030	3,268	81.1

（団体種別申請状況）



助成金を受ける心構え

公的資金を使用しているものとして、倫理を自覚し、透明性のある活動運営と適切な会計処理を行うことが重要です。

不正な受給や使用などの不正行為は青少年教育活動全体に対する信頼を損ねます。

1. 適正な会計処理の徹底

- 会計処理は、日々、適切に行うこと。
- 支払いはできるだけ銀行振込とすること。
- 会計処理は、担当者以外に複数人でチェックできる体制を整えて行うこと。
- 経理担当者とは別に監査担当者を設け、会計処理の監査体制を明確にすること。

【不正な会計処理等の例】

- ・ 水増し又は架空の領収書を作成している。
- ・ 他の団体や会社の印を偽造している。
- ・ 講師の印を用意して押印している。
- ・ 金額欄を空欄にして、記名のみを支払相手方に依頼し、後日、団体で金額を記入している。
- ・ 団体による但し書きへの加筆が行われている。
- ・ 源泉徴収した税額を納付していない。

このような不正受給は、書類の偽造により公金を詐取しようとする
詐欺罪（刑法第246条）にあたります。

2. 関係書類の管理保存

- 領収書は、助成活動に係る経費が適切に執行されたことを証明するために必要な書類である。活動終了後の実績報告や助成活動調査（監査）の際に確認するため、該当の領収書は必ず保管すること。
- 領収書だけでは経費の内容が確認できない場合、レシートや請求書、納品書等にて内容を確認するため、これらの書類も領収書同様、必ず保管すること。
- 銀行振込による支払いの場合は、支払額が確認できる「(振込払の) 利用明細票（通帳の写しでも可）」と、その根拠となる「請求書」や「振込依頼書」などが必要書類となるため、これらの書類も必ず保管すること。
- 領収書等の経費に関する書類は、支払日順に整理し、A4用紙タテの台紙に領収書全体が見えるよう折りたたんだり重ねたりせずに貼付して保管すること。
- 保管期限は、助成活動の完了の日の属する年度の終了後5年間である。
- 助成活動完了後に代表者の交代・団体の解散をした場合は、必ず関係書類を引き継ぐ・保管者を明確にするなど、関係書類の所在を明らかにすること。

3. 助成活動調査

- 子どもゆめ基金では、その目的を達成するため、助成活動の実施状況や経理状況及び助成活動の関係書類等について、必要に応じて報告書等内容が明示されている書類の提出を求めるとともに、職員を直接事務所等に派遣する調査を行っている。
- 上記方法の他、調査票による調査も行っている。この調査は個人への直接郵送にて行われる。
- 調査の結果、虚偽の報告が発覚する、領収書等の確認が取れない等の場合、助成金の返還を求めることがある。

【助成金を返還することとなった事例】

- ・ 対象外経費の領収書が確認できなかったことにより、助成金の確定額が大幅減額となった。
- ・ 募集用チラシの大半が助成活動以外の活動であったことが発覚し、チラシの印刷費を計上できない経費として取り扱ったことにより、助成金の確定額が大幅減額となった。
- ・ 他団体からの助成金等を収入に計上しなかったことにより、助成金の確定額が減額となった。

4. 不正受給・虚偽報告等への措置

- 虚偽の申請や報告による助成金の不正受給、申請書・実績報告書への虚偽の記載は絶対に許されない行為である。
- 子どもゆめ基金は、当該年度の助成金の返還を求めるだけでなく、過去に遡って調査を行い、不正受給や虚偽報告等があれば返還を求める。
- 不正等により助成金を返還する場合は、子どもゆめ基金助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第21条第1項に基づき、返還額の年10.95%で計算した加算金を上乗せして返還しなければならない。
- 当該不正等の内容に応じて、5ヵ年度を上限に助成対象団体から除外するとともに、除外期間が5ヵ年度となった団体の団体名、代表者名等を公表する。
- このような不正があった場合、上記のような助成金の返還や、申請の制限だけでなく、刑事告発等を行う場合もある。

【令和4年度助成に係る主な変更点】

前年度からの主な変更点をまとめていますので、申請時の参考にしてください。

1. 申請方法に関すること（令和5年度より施行）

- **申請の方法を令和5年度より、全て電子申請のみの受付とします。（郵送申請の廃止）**

令和4年度は移行期間とします。

令和5年度より電子申請ができるよう環境を整えてください。

	令和4年度	令和5年度
電子申請受付	○	○
郵送申請受付	○	×

2. 経費に関すること

- **支払方法の指定（銀行振込）**

謝金・旅費（個人への旅費支給のみ）については、助成金の不正受給等をなくすため、全て銀行振込にて支払うようにしてください。銀行振込でなければ経費としてお認めすることができなくなります。

- **附帯事務費**

下表のとおり変更し、実績報告時に計上が可能です。

確定金額	附帯事務費の上限
100万円以上	確定金額の1.0% ※1円未満の端数が生じた場合は切り捨て
100万円未満	10,000円

※主な変更は上記の3点ですが、この他にも変更点がありますので、詳細は経費の取扱い（P.19～25）を確認してください。

令和3年4月1日より子どもゆめ基金助成金交付要綱・要領が改正されました。

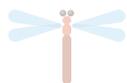
- ① 体験活動と読書活動の要領が統合
- ② 助成金の額
 - ・標準額を廃止。ただし、活動実績のない新規団体は限度額の2分の1まで。
- ③ 取消しについて（以下の内容が追記されました）
 - ・調査等に対し虚偽の回答をした場合
 - ・他の活動において助成金の取消をされた場合



目 次

●申請から支払いまでの流れ	3
●令和4年度子どもゆめ基金助成金 募集要項	
1. 助成の対象となる活動	4
2. 助成の対象とならない活動	6
3. 助成の対象となる団体	6
4. 助成の対象とならない団体	6
5. 助成の対象となる経費	7
6. 活動計画上の留意事項	7
7. 助成金の額	7
8. 申請期間、申請書の様式、申請方法	8
9. 決定通知等	10
10. その他	10
○ 募集チラシ等の広報物作成に関する留意点	11
○ 経済的に困難な状況にある子どもの体験活動や読書活動への助成	12
経済的に困難な状況にある子どもの体験活動や読書活動への助成（申請書の記入例）	14
○ 審査の視点と不採択となった活動の具体例	16
○ 令和4年度交付の条件	17
○ 経費の取扱いについて	19
●令和4年度子どもゆめ基金 助成金申請書（様式及び記入例）	
別紙様式1-A	
申請書の記入方法	29
令和4年度子どもゆめ基金助成金申請書の記入例及び記入要領	30
令和4年度子どもゆめ基金助成金申請書の様式	45
別紙様式1-B	
申請書の記入方法	59
令和4年度子どもゆめ基金助成金申請書の記入例及び記入要領	60
令和4年度子どもゆめ基金助成金申請書の様式	69
●Q&A	
1. 助成金の申請・交付等に関する事	81
2. 経費の取扱い等に関する事	93
3. 交付決定後の手続きに関する事	101
4. 実績報告や支払いに関する事	103
●資 料	
子どもゆめ基金助成金交付要綱	107
子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動助成要領	114
子どもゆめ基金助成金交付の基本方針	117
封筒の記入例	118





申請から支払いまでの流れ

電子申請

電子申請システムをご利用いただくにあたり、以下のブラウザを推奨いたします。
ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Safari
OS：Windows8.1、10、Macintosh OS X
スマートフォン、タブレットは使用できません。



ID 申請

- ・電子申請システムを初めて利用する場合は、事前に ID の申請・発行手続きが必要です。子どもゆめ基金ホームページから電子申請システムに入り、ID 申請を行ってください。
※詳細は P. 9 を参照

電子申請

- ・申請した ID で電子申請システムにログインをし、必要事項を入力し申請を行ってください。
- ・申請以降、郵送申請に切り替えることはできません。
※申請期間は P. 8 を参照

審査

- ・審査委員会による審査を行い、採否を決定します。
※交付決定の時期は P. 10 を参照

交付決定

- ・採否結果をメールにてお知らせします。交付決定通知書または不採択通知書は、電子申請システムにて確認・ダウンロードしてください。

申請額に対して決定額が減額となっている場合や交付条件が附されている場合がありますので、交付決定通知書の内容をよくご確認ください。

Web サイトへの掲載

- ・募集チラシ等の広報物を事前（訂正ができる段階）に子どもゆめ基金助成活動情報サイトへの掲載により提出してください。提出がない場合、助成金を交付しないことがあります。
※詳細は P. 11 を参照

活動の実施

- ・活動を実施する際は、「助成金交付の手引き」（交付決定時にご案内）に従い、実施にあたっての留意事項をよくご確認ください。
- ・実施前や実施中に計画変更や中止が生じたり、助成金の概算払いが必要になったりした場合は所定の手続きを行ってください。

実績報告書

- ・期限内に経費の支払いを完了させて、活動終了後30日以内に電子申請システムにて実績報告を行ってください。
- ・領収書（写し）や印刷物等の必要書類は、活動終了後30日以内に郵送にてご提出ください。

額の確定

- ・実績報告の内容を確認し、最終的な助成金額が確定しましたら、メールにてお知らせします。確定通知書は、電子申請システムにてダウンロードしてください。

助成金の支払い

- ・確定の通知後、2～4週間程度で助成金をお支払いします。
- ・助成活動にかかる書類（データ含む）は、**令和10年3月31日**まで保管してください。

郵送申請

令和5年度 申請より廃止



郵送申請

- ・所定の申請様式をコピーまたはダウンロードし、必要事項を記入して子どもゆめ基金部助成課へ郵送してください。（前年度以前の様式は使用しないでください）
- ・書類に不備があった場合、審査を行うことができない可能性がありますので、内容をよくご確認くださいの上、ご提出ください。
※申請期間は P. 8 を参照

交付決定

- ・採否結果（交付決定通知書または不採択通知書）を郵送にてお送りします。

実績報告書

- ・期限内に経費の支払いを完了させて、活動終了後30日以内に郵送にて実績報告書をご提出ください。

額の確定

- ・実績報告の内容を確認し、最終的な助成金額が確定しましたら、確定通知書を郵送にてお送りします。

令和
4年度

子どもゆめ基金助成金 募集要項

1. 助成の対象となる活動

子どもの健全な育成を図ることを目的に、令和4年4月1日（二次募集の場合は10月1日）以降に開始し、助成の対象となる活動の分野は7つ、種類は4つとします。

活動の分野	分野の趣旨	子どもを対象
		【種類①】 子どもを対象とする活動
		活動内容
体験	【分野1】 自然体験活動	子どもたちが自然に触れ親しむ活動を通じて、自然への理解や興味関心を深めること ・豊かな自然や農山漁村での自然との郷土食作り ・森林等での野鳥の保護活動、環境教 ・身近な公園や川等の自然を生かした ・地域の特色を生かした生態観察、放
	【分野2】 科学体験活動	子どもたちが理科や科学に触れ親しむ活動を通じて、科学等への理解や興味関心を深めること ・科学実験・観察実習教室 ・ものづくり体験やプログラミングな ・天文や化石の観察などを通じた自然
	【分野3】 交流を目的とする活動	子どもたちが異年齢や異世代の交流、地域間の意図的・計画的な交流等を通じて、互いの理解を深めること ・老人会や一人暮らしのお年寄りを招 ・幼稚園・保育所を訪ねたり幼児を招 ・大人たちとの学び合いの交流（学び踊り、太鼓、子守唄、わらじ作り、野菜栽培等） ・地域に在住する外国の人々を招いて ・農山漁村部と都市部など特色が異なる ・通学合宿やスポーツ、プレーパーク
	【分野4】 社会奉仕体験活動	子どもたちが社会に積極的にかかわる活動を通じて、思いやりの心や豊かな人間性・社会性を育むこと ・子どもたちの興味や学習成果、得意 ・老人ホーム等福祉施設を訪問し、話 ・地域の魅力を生かした地域活性化や ・地域や駅前、公園、河川や海岸等の ・地域での花作りや環境美化 など
	【分野5】 職場体験活動	子どもたちが職業を体験することを通じて、働く意義や目的を探究すること、望ましい勤労観・職業観を育むこと ・地域の事業所や商店などでの職業体験 ・将来の進路について考えるインター ・地域の農家の指導を得ながら米作り ・地域産業を生かした漁業や加工品製 ・森林での植林、下草刈り、枝打ち、
	【分野6】 総合・その他の体験活動	意図的・計画的に組み合わせた総合的な体験活動を通じて、子どもたちの総合的な力を育むこと 上記の複数の分野を意図的・計画的に
読書	【分野7】 読書活動	子どもたちが本に親しむ活動を通じて、自主的に読書活動に取り組む意欲を育むこと ・発達段階に合わせた読み聞かせ会、 ング (例：乳幼児向けのおはなし会と保護 ための本を使って調べる活動、小学 ・ワークショップ等多様な工夫を通じ ・家庭読書の普及・啓発活動 など

※防災教育やSDGsの推進等への体験活動は、各分野の趣旨に合わせて申請してください。

令和5年3月31日までに終了する、次の活動に対し助成を行います。

活動の種類		
とする活動	子どもを対象とする活動を支援する活動	
<p>【種類②】 経済的に困難な状況にある 子どもを対象とする活動</p>	<p>【種類③】 フォーラム等普及活動</p>	<p>【種類④】 指導者養成</p>
<p>の具体例</p>	<p>活動内容の具体例</p>	<p>活動内容の具体例</p>
<p>ふれあい、登山、ハイキング、キャンプ、野外炊事、 育活動 探究活動、フィールドワーク、工作活動 流 など</p>		
<p>どを活用した自然科学のワークショップ 科学のワークショップ など</p>		
<p>いてのレクリエーション等の交流体験会 いたりしての幼児との遊び、ふれあい 合いのテーマ例 和紙作り、染物、竹細工、焼き物、 郷土料理、絵画、手芸、演劇、朗読劇、演奏、合唱、</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動や読書活動の指導者・ボランティアとして活動する方を養成する研修会 ・すでに指導者やボランティアとして活動している方のスキルアップを図る研修会 など
<p>生活や文化を紹介し合うなどの交流 る地域との交流 など集団活動を通じた意図的な子ども同士の交流 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動や読書活動の振興方策等を研究協議するフォーラム ・体験活動や読書活動の普及啓発を図る講演会 など 	
<p>な技術を活用した奉仕活動 し相手や手伝い、清掃を行う活動 地域おこし、安心安全な地域づくりにつながる活動 清掃、空き缶回収</p>	<p>※フォーラムとは、あるテーマをもとに基調講演や公開討論などのプログラムを実施する活動のことです。</p>	<p>※申請書には、指導者養成事業の全体像がわかるようなカリキュラム表（P.44）を添付してください。また、実績報告書には受講者名簿を必ず添付するとともに、受講者が実際に指導者として活動した指導実績の把握、保管に努めてください。</p>
<p>ンシップ や野菜作り、並びに鶏、羊、豚などの家畜や魚の飼育 造の体験 伐採、椎茸栽培、炭焼き など</p>		
<p>組み合わせた総合的な体験活動及びその他の体験活動</p>		
<p>読書会、おはなし会、ブックトーク、ストーリーテリ 者への家庭読書支援を組み合わせた活動、中高生の 校高学年による本の紹介活動 など) て本に親しみ楽しむ活動</p>		

2. 助成の対象とならない活動

- (1) 国又は地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関、地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等公立施設などを含む）が実施する活動
- (2) 国又は地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関、地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等公立施設などを含む）との共催で実施する活動
- (3) 活動の全部又は、大部分を他の団体等に請負わせて実施する活動
- (4) 他の機関・団体等から委託（指定管理）を受けて行う活動
- (5) 当該活動の実施により生じる収益等（寄附金・募金等を含む）を当該活動以外に充当（他団体に寄附する、団体の収益とするなど）する活動
- (6) 物品販売（フリーマーケット、模擬店、バザー等）を行う活動
- (7) 下部組織を有する団体等が専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
- (8) 他の団体への助成活動（例えば、他の団体に助成金を支給する活動や、他の団体が主催する活動へ講師を派遣する出前講座など）
- (9) 宗教的又は、政治的宣伝意図を有する活動
- (10) 施設整備又は、備品購入を目的とする活動
- (11) 団体構成員を対象にして実施する活動
- (12) 学校の授業や行事の一環として行う活動
- (13) 教員免許状更新講習のための活動
- (14) 舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とする活動
- (15) 乳幼児の親への支援を主な目的とする活動
- (16) 会員募集を目的とした活動
- (17) 国又は国が出資した基金などに補助金や助成金等の交付申請を行う活動
（例えば、芸術文化振興基金、スポーツ振興基金、社会福祉振興助成事業、放課後子ども教室推進事業など）
- (18) 1活動あたりの交付申請額が2万円に満たない活動

3. 助成の対象となる団体

次に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、子どもの健全な育成を目的に子どもの体験活動や読書活動の振興に取り組む団体が助成の対象となります。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人又は一般社団法人、一般財団法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 上記(1)(2)以外の法人格を有する団体（次に掲げる団体を除く。）
 - ① 国又は地方公共団体
 - ② 法律により直接に設立された法人
 - ③ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- (4) 法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体

4. 助成の対象とならない団体

1. 国又は地方公共団体等（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関などを含む）
2. 地方公共団体が設置する公民館、図書館、青少年教育施設等公立施設
3. 団体構成員が3名に満たない団体
4. 未成年が団体の代表者となっている団体
5. 暴力団等反社会勢力に関与している団体

5. 助成の対象となる経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費（謝金、旅費、雑役務費、その他経費）とします（「経費の取扱いについて」P.19～25参照）。

6. 活動計画上の留意事項

- (1) 助成活動の実施にあたっては、旅行業法等に抵触することがないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようご注意ください。
- (2) 活動の内容によっては、参加者に傷害保険への加入を義務づけるなどの対策を講じてください。
- (3) 募集案内等各種印刷物の作成にあたっては、著作権を侵害することがないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようご注意ください。
- (4) 費用対効果の観点から、必要最小限の費用をもって最大限の成果・効果が得られるように努めてください。
- (5) 上記事項の他、P.17～18の交付の条件も参照してください。

7. 助成金の額

- (1) 1活動あたりの助成金の額は、2万円以上限度額までとすることとし、子どもゆめ基金審査委員会において活動内容等を審査し、予算の範囲内で決定します。従って、必ずしも申請額満額を助成できるとは限りません。
- (2) 1活動あたりの助成金の額は、全国規模の活動は600万円、都道府県規模の活動は200万円、市区町村規模の活動は100万円を限度額としています（下表参照）。ただし、活動実績のない新規団体への助成については、原則として限度額の2分の1とします。

※活動実績のない新規団体とは、令和2年4月以降に設立された団体が該当します。ただし、令和2年3月以前に設立された団体であっても、令和2年度及び令和3年度に活動実績がなければ該当します。

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	全国規模以外で、都道府県下全域または、都道府県を越えて募集	200万円
市区町村規模	上記以外で、市区町村単位または、複数の市区町村にて募集	100万円

※「全国」及び「都道府県」規模で5年間を越えて継続して行う活動については、これまでの活動実績を踏まえ、一定の見直しを行っている場合は、6年目以降の活動も助成金の交付の対象とします。その場合は、見直し内容をA4用紙1枚以内に整理して申請書に添付してください。電子申請システムを利用して申請される場合は、「資料添付の画面」にあるテキスト自由入力欄に直接入力してください。

※活動規模は、過去に実施したことのある活動については、実際に参加者の応募があった地域を考慮し、実態に即した規模を選択してください。

8. 申請期間、申請書の様式、申請方法

(1) 申請期間

令和4年度助成活動の募集は、＜一次募集＞と＜二次募集＞に分けて実施し、それぞれの対象となる様式や活動期間、申請期間は以下の通りです。

募集	募集対象となる様式	活動期間	申請期間
一次募集	【別紙様式1-A】及び 【別紙様式1-B】	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	① 郵送申請： 令和3年10月1日～11月16日
			② 電子申請： 令和3年10月1日～11月30日
二次募集	【別紙様式1-B】のみ	令和4年10月1日 ～令和5年3月31日	① 郵送申請： 令和4年5月1日～6月14日
			② 電子申請： 令和4年5月1日～6月28日

※一次募集で申請・採択された団体も、二次募集に申請することが可能です。

※一次募集では、申請件数や金額に応じて、【別紙様式1-A】もしくは【別紙様式1-B】のいずれかをお選びください。**2つの様式を併用しての申請はできません。**

※二次募集では、【別紙様式1-B】のみでの申請となります。

※二次募集では10月1日以降に開始する活動しか申請できませんが、一次募集では10月1日以前に実施する活動と、10月1日以降に実施する活動のどちらも申請可能です。

(2) 申請書の様式

以下に該当する場合は、【別紙様式1-B】を用いての申請となります。これ以外の場合は、すべて【別紙様式1-A】を用いて申請してください。

＜別紙様式1-Bの要件＞

申請件数：分野を問わず3件まで

活動規模：市区町村規模

助成金申請額（1件当たり）：50万円以下



【別紙様式1-A】は、その1～その4の5枚で一組となります。複数件申請される場合は、その2-1～その4を件数分揃え、以下の点に注意して作成してください。

○その1（総括表）

団体で1枚作成してください。

○その2-1・2-2（活動計画表）

活動1件ごとに主たる分野（P.4～5参照）を1つ選択し、一組（2-1及び2-2）を作成してください。同じプログラム内容を異なる参加者に対して複数回実施するような場合は、1件にまとめて作成してください。

○その3（収支計画表）

その2ごとに作成してください。

○その4（団体概要）

団体で1枚作成してください。複数件申請される場合は、件数分コピーしてください。

(3) 申請方法

申請は、①郵送による申請か、②電子申請システムを利用した申請のいずれかの方法で行うことができます。

① 郵送による申請

申請書に必要事項を記入のうえ、郵送や宅配便により下記申請書の提出先にご提出ください。その際、簡易書留など配達記録の残るものを利用し、封筒の表に「申請書在中」と記入してください（P.119参照）。FAXまたは電子メールによる申請は受け付けていません。

申請書の提出先

◆ 国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部助成課

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

※郵送申請の場合、郵送申請の締切日の消印有効。

直接持参される場合は、平日（土日祝除く）9時から17時まで受け付けます。

② 電子申請システムを利用した申請

電子申請システムは、従来書面によって行っている助成金申請手続きを、インターネットを利用して行うシステムです。システムを利用することにより、入力時のチェックや郵送の手間を簡略化することができます。

電子申請システムをご利用される場合は、子どもゆめ基金ホームページ（<https://yumekikin.niye.go.jp>）よりログインしてください。電子申請締切日の17時以降の申請は受け付けません。

なお、電子申請システムのご利用にはIDが必要なため、初めて電子申請システムをご利用される場合は、事前にIDの申請・発行手続きが必要となります。

IDの発行は自動ではなく、職員が手作業で行っているため、土日祝日は発行できかねます。また、ID申請の集中が予想される締切り間近はIDの発行に時間がかかりますので、余裕をもって申請してください。



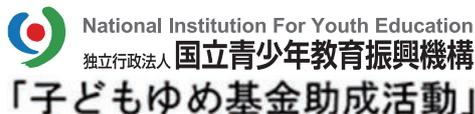
9. 決定通知等

申請された活動の審査結果については、令和4年4月（二次募集は令和4年8月）を目途に通知します。不採択となった場合も同様です。

なお、採択された活動については、子どもゆめ基金のホームページ上にて、団体名と活動名、交付決定額を公表します。

10. その他

- (1) この募集については、令和4年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては実施方法や助成金の額、スケジュール等を変更する場合があります。
- (2) 採択された団体は、募集チラシ等の広報物を事前（訂正ができる段階）に子どもゆめ基金助成活動情報サイト（<https://pr.yume.niye.go.jp.fiw.st/>）への掲載により提出していただきます。提出がない場合、助成金を交付しないことがあります。
詳しい掲載手順は、採択された団体へお知らせします。
- (3) 参加者募集のチラシ・ポスター、会場看板、活動のしおりなどを作成する際は、子どもゆめ基金助成活動である旨を必ず表記してください。子どもゆめ基金のホームページからダウンロードできる以下のマークでも構いません。
(P.92Q1-56参照)



- (4) 申請書及び添付資料に記載された個人情報は、「国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」に基づき、子どもゆめ基金助成業務以外の目的には使用しません。
- (5) 春季休業期間の令和5年3月31日以前に開始し、令和5年4月7日までの期間に継続して実施する活動であれば申請することができます。

★助成金に関する情報は、子どもゆめ基金ホームページをご覧ください。★

電子申請システムの利用及び各種様式がダウンロードできます。

<https://yumekikin.niye.go.jp>

子どもゆめ基金

検索



《募集チラシ等の広報物作成に関する留意点》

- 参加者募集のため広報物を作成する際は、下記のチェックポイントを参考に作成してください。記載事項に不備があったり、記載内容の大半が助成活動に直接関係のない事項（助成活動以外の活動の募集や事業報告など）であったりした場合には、その印刷代や送料はB.助成対象外経費となることがありますのでご注意ください。
- 募集チラシ等の広報物を事前（訂正ができる段階）に子どもゆめ基金助成活動情報サイトへの掲載により提出していただきます。提出がない場合、助成金を交付しないことがあります。詳しい掲載手順は、採択された団体へお知らせします。
- 商標法、著作権法等により保護されている知的財産にあたっては、その使用に留意するとともに、必要に応じて適切な措置を行うようご注意ください。
例えば、オリンピックの大会名称等の各種用語も知的財産であり保護の対象となるため、自由に使用することはできません。
具体例）東京 2020、オリンピック、オリンピック等

< 広報物作成時のチェックポイント >

記載事項	留意点
主催団体名	助成団体名としてください。
活動名	助成活動名としてください。
活動日	明記してください。
活動場所	所存が明らかになるよう、名称及び住所等を明記してください。 ※山や川での活動の場合は集合場所を明記してください。
主な活動内容	明記してください（時間含む）。
指導者名	可能な限り、指導者名を記載してください（指導者が未定の場合は、指導団体名でも可）。
募集対象・人数	明記してください。
参加費	明記してください（無料含む）。
申込先・問合せ先・申込方法	明記してください。申込先・問合せ先は、原則、助成団体としてください。助成団体名ではなく個人名を記載する場合は、団体構成員の方としてください。
共催・後援団体名	共催団体や後援団体がある場合は記載してください。 なお、国又は地方公共団体等と共催で実施する活動は、助成金の交付対象となりませんのでご注意ください。
助成活動の表示	子どもゆめ基金の助成活動である旨を必ず記載してください（P.10のマークでも可）。
活動で撮影した写真・映像等の取扱い	活動中に写真・映像等を撮影すること、子どもゆめ基金への報告・団体広報等に使用することの承諾を得る旨を必ず記載してください。



経済的に困難な状況にある子どもの 体験活動や読書活動への助成

1. 趣旨

民間団体が、経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的として体験活動や読書活動を行う場合、通常は対象外とされている参加者の交通費・宿泊費や飲食代など（自己負担経費）について、特に助成の対象とすることで、子どもの参加に係る負担を軽減します。

2. 助成の対象となる活動

下記①又は②に該当し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われるP.4～5の種類②に掲げる活動に対する助成を行います。

- ① 民間の児童養護施設や母子生活支援施設及び一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会並びにこれに加盟する母子福祉団体が行う体験活動や読書活動
- ② 上記①以外の民間の機関・団体が、経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的として、児童養護施設や母子生活支援施設、地方公共団体などと協力して行う体験活動や読書活動

なお、上記②に該当する場合は、次の2点について、A4用紙1枚程度の資料を作成し、申請書に添付してください。

- 貴団体が協力を得る団体の名称、団体概要、担当部署及び連絡先
- 貴団体が協力を得る具体的な内容

3. 助成の対象となる団体

次に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、経済的に困難な状況にある子どもの健やかな育成を目的として、子どもを対象とした体験活動や読書活動の振興に取り組む団体が助成の対象となります。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人又は一般社団法人、一般財団法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) (1)及び(2)以外の法人格を有する団体（次に掲げる団体を除く。）
 - ① 国又は地方公共団体
 - ② 法律により直接に設立された法人
 - ③ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
- (4) 法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体

4. 助成の対象となる経費

助成金の交付の対象となる経費は、活動を実施するために真に必要な経費（謝金、旅費、雑役務費、その他経費）とします（「経費の取扱いについて」P.19～25参照）。

ただし、参加者の「交通費」「宿泊費」「飲食代」「入場料・体験料」「保険料」については、通常は「経費の取扱いについて」において「B.助成対象外経費」としてはいますが、上記1の趣旨に基づき、「A.助成対象経費」として取扱えることとします。

これらの特に助成の対象となる経費（下記※参照）は、申請書の収支計画表において「経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動において特に助成の対象となる経費」の欄に計上してください。

ただし、各経費の上限額は「経費の取扱いについて」に準じるとともに、この欄に計上できる金額の合計は、参加者の実人数に活動日数と7千円/日を掛けた金額を上限とします。

※経済的に困難な状況にある子どもを対象とする体験活動や読書活動への助成において、特に助成の対象となる経費

○旅費のうち、参加者の交通費・宿泊費

○その他の経費のうち、

・会場の借上げ代で参加者の寝食にかかる経費

・参加者の傷害保険及び賠償責任保険料

・参加者の活動プログラム中の飲食代、炊事材料代

※参加者以外のスタッフ（指導者、協力者等）分が含まれる場合、代金を人数で按分し、スタッフ分はB.助成対象外経費としてください。

・参加者の宿泊施設使用料、入場料及び体験料

・（バス借上げ代が15万円を超える場合のみ）移動用のバス借上げ代のうち、15万円を超え25万円までの経費

*バス借上げ代は、通常の助成通り「借料損料」として計上

※主催団体（例えば児童養護施設）の職員は、参加者ではなく団体構成員として整理してください。

5. 助成金の額や申請期間等

助成金の額、申請期間、申請書の様式、申請方法、決定通知等、その他の要領については通常の助成金の要領と同じです（P.7～11参照）。

申請書の記入方法については、P.14～15を参照してください。

当該助成の実績報告について

当該助成に申請し、採択（交付決定）された場合は、当該助成の目的がどの程度達成できたのかについて、団体で評価をし、実績報告時にお知らせください。詳細は、交付決定時にお配りする「助成金交付の手引き」にてご確認ください。

「経済的に困難な状況にある子どもの体験活動や読書活動への助成」

申請書の記入例

(1) 活動の種類を選択

別紙様式1-A その2-1、または別紙様式1-B その1-1 の「活動の種類」において、「経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動」を選択してください。

(申請書)別紙様式1-A その2-1

様式A 活動計画表-1

※ 活動計画表(その2)は、**参加者の募集ごとに作成してください。**ただし、異なる参加者に対して同じプログラム内容を複数回実施する場合は、1件にまとめて活動計画表(その2)を作成してください。

(活動数合計 1 件中 1 件目) 団体名 学 園

①	ふりがな	わくわく きゃんぷ		
	活 動 名	わくわく キャンプ		

活動の分野 (いずれか1つに○を記入)	②活動の種類 (いずれか1つに○を記入)	③この活動における、過去5年間のゆめ基金助成金交付実績 (口内に○を記入)
<input type="radio"/> 自然体験活動	<input type="radio"/> 子どもを対象とする活動	平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度
<input type="radio"/> 科学体験活動	<input checked="" type="radio"/> 経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動	
<input type="radio"/> 交流を目的とする活動	<input type="radio"/> フォーラム等普及活動	
<input type="radio"/> 社会奉仕体験活動	<input type="radio"/> 指導者養成	
<input type="radio"/> 職場体験活動	資格取得 可能(資格名:) 取得条件(口内に○を記入) 任意 <input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/>	
<input type="radio"/> 総合・その他の体験活動		
<input type="radio"/> 読書活動	<input type="radio"/> 不可能	<input type="radio"/> 令和3年度

(申請書)別紙様式1-B その1-1

様式B

令和4年度子どもゆめ基金助成金申請書

① 令和 ○年 ○月 ○日

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 殿

② 郵便番号: 〒151-0001
住 所: 東京都○○区□□3-2
ふりがな: かみぞのしぜんにしたしむかい
団 体 名: 特定非営利活動法人神園自然に親しむ会
代表者役職: 理事長
ふりがな: しんじゅく たろう
氏 名: 新 宿 太 郎

下記の活動を行いたいで、子どもゆめ基金助成金交付要綱第4条の規定に基づき、助成金申請書を提出します。

ふりがな	しぜんたいげんきゃんぷ	④ 助成金交付申請額
③活動名	自然体験キャンプ	256,000 円
活動の分野(いずれか1つに○を記入)		
<input type="radio"/> 自然	<input type="radio"/> 科学	<input type="radio"/> 交流
<input type="radio"/> 社会奉仕	<input type="radio"/> 職場	<input type="radio"/> 総合・その他
<input type="radio"/> 読書		
⑤活動の種類(いずれか1つに○を記入)		
<input type="radio"/> 子どもを対象とする活動	<input checked="" type="radio"/> 経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動	
<input type="radio"/> フォーラム等普及活動	<input type="radio"/> 指導者養成 → 資格取得(可能な場合)	<input type="radio"/> 任意 <input type="radio"/> 必須
⑥活動期間		
8月6日(土) ~ 8月7日(日) 参加者がいる活動期間(事前・事後指導含む)としてください。		
活動場所 (具体的に記入)	○○森林公園	東京 <input type="radio"/> 都・道・府・県 <input checked="" type="radio"/>
募集地域 (市区町村名を記入)	○○区を中心に△△区等の近隣地域	※市区町村規模でなければ応募できません



(2) 特に助成の対象となる経費の計上

収支計画表の「経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動において特に助成の対象となる経費」の欄に該当経費（P.13参照）を計上してください。

※活動の種類で「経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動」を選択していない場合、この欄に経費を計上することはできません。

(申請書)別紙様式1-A その3

収支計画表

		団体名	〇〇学園				
		活動名	わくわく キャンプ				
(活動数合計 1 件中 1 件目)		金額(円)	積算内訳 (積算根拠のない経費は、B. 助成対象外経費といたします)				
区分		金額(円)	積算内訳 (積算根拠のない経費は、B. 助成対象外経費といたします)				
支出の部	① 助成対象経費 A	謝金	30,000	協力者(当日) 3,000円×5名×2名 = 30,000 円 = 円 = 円			
		旅費	15,000	協力者(事前下見) 500円(往復)×3名×1回 = 1,500 円			
				協力者(当日) 70km(往復)×25円×2台×1回 = 3,500 円			
				コテージ利用料(スタッフ代) 5,000円×2棟 = 10,000 円 = 円			
		雑役務費	-	= 円 = 円			
		その他の経費	印刷製本費	1,000	募集要項 5円×200部 = 1,000 円 = 円 = 円		
					通信運搬費	-	= 円 = 円
					借料損料	158,000	シーツクリーニング代 200円×(30名+10名)×1回 = 8,000 円 バスレンタル料 1回分 = 150,000 円
					消耗品費	10,040	活動しおり用紙代 2,000円×1箱 = 2,000 円 活動しおりインク代 2,500円×1箱 = 2,500 円 野外炊事用スポンジ・洗剤 150円×10個 = 1,500 円 キャンプファイヤー用薪 3,500円×1回 = 3,500 円 オリエンテーリングマップ代 108円×5枚×1回 = 540 円
			経済的に困難な状況にある子どもを対象とする活動において特に助成の対象となる経費	212,000	食費(参加者分) 1600円(計3食)×30名 = 48,000 円 野外炊飯材料費(参加者分) 500円×30名×1回 = 15,000 円 コテージ利用料(参加者分) 5,000円×5棟 = 25,000 円 保険料(参加者分) 300円×30名×1回 = 9,000 円 バスレンタル料(超過分) 250,000円-150,000円 = 100,000 円 クラブ体験料 500円×30名×1回 = 15,000 円		
	小計 A	426,040					
	③ 助成対象外経費 B	37,000	協力者謝金(事前打合せ) 3,000円×5名×1日 = 15,000 円 食費(スタッフ分) 1600円(計3食)×10名 = 16,000 円 保険料(スタッフ分) 300円×10名×1回 = 3,000 円 花火代 3,000円×1回 = 3,000 円 = 円 = 円				
	支出の総額 (A+B)	463,040	※ 収入の総額 と一致させること				
収入の部	⑤ 子どもゆめ基金 助成金交付申請額	426,000	← 小計 A の千円未満を切り捨てる かつ、活動規模別限度額(市区町村規模:100万、都道府県規模:200万、全国規模:600万)を超えないこと				
	⑥ 参加費収入	-	= 円 = 円				
	⑦ 補助金・寄附金等						
	⑧ 自己資金	37,040					
	収入の総額 (= 支出の総額)	463,040	※ 支出の総額 と一致させること				

審査の視点と不採択となった活動の具体例

< 審査の視点 >

令和3年度子どもゆめ基金審査委員会及び各活動分野の専門委員会においては、以下のような視点で審査が行われています。申請される際の参考としてください。

△△活動として、目的、計画の明確性、活動の実現性・安全性、参加者に与える効果

また、上記の視点以外に、以下の加点・減点項目があります。

加 点	減 点
<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの独創性、新規性がある ・活動の波及性、普及の可能性が高い ・障害者への配慮が見られる など 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集人数が少ない ・費用対効果が小さい ・活動内容に対して指導者が多すぎる など

< 不採択の具体例 >

過去の審査において不採択となった具体例をご紹介します。

【共通】

- ・過去に子どもゆめ基金の助成を受けた際、実績報告書の提出期限を守らなかった場合や提出された書類に不備があった団体が申請する活動
- ・遠方へ行く必要性が認められない活動
- ・講師を遠方から呼ぶ必要性が認められない活動
- ・これまでの実績報告を踏まえ活動内容や経費の使途が不適格であると認められた活動
- ・幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等の教育課程及び保育時間内で実施する活動

【体験活動】

- ・子どもを対象としている活動でスキー、カヌー、ヨット、サッカー、乗馬、陶芸、楽器、ライフセービング等の技術の習得が目的となっている活動
- ・バスツアーのような活動
- ・競技会のような活動（自然の中で実施される釣り大会やマウンテンバイク競技会、コンテスト、スポーツ大会等）
- ・施設見学が中心の活動
- ・屋内でのカヌーやウォークライミング等の活動
- ・モーターボートやスノーモービルを体験するだけの活動
- ・プログラミングを体験するだけの活動
- ・参加者同士の交流機会が全くない活動
- ・盆踊り大会や地域のお祭り等に参加するだけの活動（子どもたちが内容を企画し、その過程が明確なものは可）
- ・手紙のやりとり（文通）だけの活動
- ・専門的職業訓練のみの活動
- ・ゲーム等で疑似体験するだけの活動

【読書活動】

- ・読書感想文コンクール
- ・研修視察
- ・図書館司書の資格を習得するための活動
- ・蔵書収集が主な目的の活動
- ・文化伝承の手段として本を用いない語り（昔話、民話）を行っている活動
- ・原画や本の展示だけを行う活動

令和4年度交付の条件

令和4年度の助成活動には、以下の条件が附される予定です。これらの条件を満たしていない場合、助成金を交付しないことがありますので、申請される際に留意してください。

●活動内容に関すること

- (1) 交付要綱及び子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動助成要領を遵守すること。
- (2) 助成活動団体が公立施設の指定管理者の場合、当該公立施設の主催とならないこと。
- (3) 国又は地方公共団体等助成対象とならない団体と共催しないこと。
- (4) 競技会やコンテスト等が主な目的とならないこと。
- (5) 蔵書が主な目的とならないこと。(読書活動のみ)
- (6) 助成活動団体以外が主催する事業に参加するだけの活動は実施しないこと。
- (7) 指導者養成の活動で資格取得が可能な場合、資格取得を必須として活動を実施しないこと。
- (8) 図書館司書の資格を習得するための活動は実施しないこと。(読書活動のみ)
- (9) 団体構成員が指導・運営に関わることなく、外部指導者(講師)のみにより実施するような活動を行わないこと。
- (10) フリーマーケット、バザー、本の販売等の物品販売(助成団体以外が販売する場合も含む)を行う活動は実施しないこと。
- (11) 屋内のみで行われるカヌーやクライミング等の活動はしないこと。(体験活動のみ)
- (12) モーターボートやスノーモービル等を体験するだけの活動は実施しないこと。(体験活動のみ)

●参加者及びその募集に関すること

- (1) 募集方法は公募とし、各回の参加者数が10人を下回らないよう、チラシ・ポスターを公共機関等に配布するなど広く参加者を募集すること。
- (2) 会員にならなければ参加できないような募集を行わないこと。また、会員と非会員で参加費の金額に差を設けないこと。
- (3) 子どもを対象とする体験活動で大人の参加者が子どもより多くなならないよう努めること。

●経費に関すること

- (1) 活動の実施にあたっては、必要最小限の費用をもって効果を得ることができるよう努めること。
- (2) 「令和4年度子どもゆめ基金助成金交付の手引き」で示した「経費の取扱いについて」を遵守すること。
- (3) 収支計画表の積算内訳に記載した経費の種類、単価、数量については、大幅な変更が生じないように努めること。なお、大幅な変更が報告された場合には、助成対象とできない場合がある。
- (4) 活動の全部又は大部分を助成活動団体以外に請け負わせた場合は、交付を行わない場合がある。
- (5) 活動に係る収入があった場合は、収入の部に全額計上すること。
- (6) 指導及び運営委託に関する雑役務費を増額する場合には、助成対象とならない場合がある。



●その他の条件

- (1) 助成活動の実施に関する一切の責任については、助成活動団体が負うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応については、国又は各都道府県の方針を踏まえ、感染防止対策の徹底に努めること。
- (3) 参加者募集のためのチラシ・ポスター、会場看板、活動のしおりや活動報告書等を作成する際には、子どもゆめ基金助成金による活動である旨を表示すること。
- (4) 活動の実施にあたっては、安全対策に配慮すること。特に、川や海等の水辺の活動を実施する場合には、参加者に PFD (Personal Floating Device 通称: ライフジャケット) を着用させるなど、適切な安全対策を講じて活動に取り組むこと。(体験活動のみ)
- (5) 活動中に食品を扱う場合、衛生管理に十分配慮して実施すること。また、必要に応じて保健所の指導を受けること。
- (6) 交付の条件を満たすことが難しい場合などは、助成課と協議すること。
- (7) 助成活動団体の名称、代表者の変更をする時は、ただちに報告すること。なお、代表者は成人であること。
- (8) 人形劇、パネルシアター等の手法を用いて読書活動を実施する場合には、子どもが読み聞かせや本の紹介などを通じて本に接する機会を設けるなど、「子どもの読書活動の振興を図る活動」であることを意識して活動に取り組むこと。(読書活動のみ)

※上記の他、活動ごとに個別に交付の条件を附す場合がありますので、交付が決定した場合、「個別に附す条件」をご確認ください。

